

政策 1 - (1) -

1. 政策及び目標等

政策	人材の育成・強化のための諸施策等の実施
達成すべき目標	行政ニーズに応じた人材の確保
目標設定の考え方及びその根拠	「金融改革プログラム」で示されている、利用者利便を向上させるための制度設計、利用者保護ルールの整備・徹底、ITの戦略的な活用、金融行政の国際化といった課題を着実に実施していくためには、金融行政の担い手である金融庁職員について、金融の複雑化・高度化に対応した専門性を養成していく必要がある。
測定指標	研修の実施状況等(対前年度比で測定)

2. 17年度重点施策等

17年度重点施策	金融行政のフェーズの転換を踏まえた人材育成等の実施 通信研修の拡充
参考指標	研修の実施状況《研修後のアンケート調査結果「全体的に良かった」「効果がある」と回答する割合、概ね9割を目標》及び人材強化の推進状況 通信研修の実施状況《受講者数を維持しつつ、修了状況の前事務年度よりの向上を目標》

3. 政策の内容

金融を取り巻く環境は、情報通信技術の発展等により高度化、複雑化、国際化等が進展しています。金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに、金融の円滑化を図るとする金融庁の任務を的確に遂行していくためにも、専門知識を有する職員育成の必要性が求められています。

このことから、金融行政の直接の担い手である金融庁職員について、金融の高度化・複雑化に対応した専門性を養成していくため、業務に必要となる専門知識等について、業務内容及び職務経験に応じた研修計画を策定するとともに、それらを効果的に実施していくこととしました。

また、金融の複雑化・専門化に的確に対応した金融行政を確保するため、引き続き、法律や会計分野において高度の専門的な知識経験や優れた識見を有する弁護士や公認会計士、更には金融・証券の専門知識と幅広い視野を有する金融実務経験者など、民間専門家を積極的に登用することとしました。

4.平成17事務年度における事務運営についての評価

(1)研修・通信研修の実施状況

17年度に策定した研修は、庁内各局からの意見を踏まえ、ニーズに応じた実践的な研修であり、日程等についても柔軟に対応した結果、概ね当初計画どおり実施することができました。

また、情報管理研修のように、より多くの参集を求める研修について、複数回にわたって実施しましたので、総受講者数は3,120名と前年度に比し大幅な増加となっています。

なお、研修後に実施しているアンケートによれば、概ね9割の研修生が受講後の感想として、「全般的にみて良かった」、「効果がある」と回答しており、専門的な知識を付与する機会として、効果があったものと考えています。

一方、通信研修については、添削指導の提出回数（全回数の2/3以上の提出）を修了の判定基準としたところではありますが、17年度については以下のとおり修了状況が芳しくないコースが見受けられ、今後に課題を残す状況となっているものと考えています。

(2)人材強化の推進状況

金融の複雑化・専門化に的確に対応し、国民に信頼される金融行政を確保していくため、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、金融実務経験者など、民間専門家の登用を積極的に行った結果、18年6月30日現在では、209名の民間専門家を有しており、金融の高度化・複雑化に的確に対応した、様々な分野からの人材の確保が図られたものと考えています。

5.今後の課題

(1)研修・通信研修の実施

18年度においては、市場の公正性の確保及び投資家保護の観点から、複雑・高度化する証券取引に対応すべく、高度な専門知識を有する職員を育成していくために、市場行政・監視を担う職員を対象とした研修について、経験年数に応じて必要とする知識の付与を行う重層的な研修体系に再構築を行っています。また、17年9月に公表した「金融庁人材強化プログラム」に基づき、金融の複雑化・高度化に対応した専門性の養成を図るため、金融実務に関する専門的な研修について受講機会を拡大するなど、拡充を図ったところであり、これら研修の効果的・効率的な実施を図っていく必要があります。

以上を踏まえ、19年度において、人材の育成・強化のための諸施策等を実施するための予算要求を行う必要があります。

(2) 人材強化の推進

金融・資本市場の複雑化や国際化に的確に対応していくためにも、高度な専門知識を有する職員の育成、強化が必要不可欠となっています。

このような観点から、引き続き、弁護士、公認会計士、デリバティブ等の金融実務経験者などの民間専門家を積極的に登用していく必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果は上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（必要に応じた見直し）を行う必要があります。